

公 告

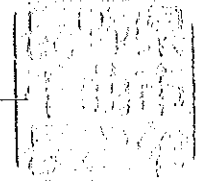
千曲農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次のとおり縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和4年4月15日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和4年4月15日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和4年3月16日

千曲市長 小川 修



1 縦覧期間

自 令和4年3月17日から

至 令和4年4月15日まで

2 縦覧場所

千曲市役所 経済部農林課

(所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地)

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出については、縦覧場所に備え付けの「千曲農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「千曲農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。

「千曲農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」

令和4年3月16日付で公告の千曲農業振興地域整備計画の変更案について本市の住民は、令和4年4月15日までに下記により市に意見書を提出することができる。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

千曲市役所 経済部 農林課

(所在地：千曲市杭瀬下二丁目1番地)

電話：026-273-1111 (内線3283) ※問い合わせ用。電話による提出はできません。

FAX：026-273-1921

E-mail：norin@city.chikuma.nagano.jp

2 意見書の提出にあたっての注意事項

(1) 提出方法

前記1の窓口への持参または郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受付できません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所・氏名・職業を、法人が意見書を提出するときは法人名・代表者名・事務所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等をおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行ないませんが、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公表します。

(6) その他

千曲農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。

「千曲農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申し出について」

令和4年3月16日付で公告の千曲農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記により市に異議を申し出ることができる。

記

1 申出先及び問い合わせ先

千曲市役所 経済部 農林課

(所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地)

電話：026-273-1111 (内線3283) ※問い合わせ用。電話による提出はできません。

FAX：026-273-1921 ※問い合わせ用。FAXによる提出はできません。

E-mail：norin@city.chikuma.nagano.jp ※問い合わせ用。E-mailによる提出はできません。

2 異議申出期間

令和4年5月2日まで（ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に申し出を行ってください。なお、郵送により異議の申し出をしたときには、その郵送期間は算入されません。）

3 申し出にあたっての注意事項

(1) 異議の申し出方法

異議の申し出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

ア 異議申出人の氏名及び年齢または名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権、その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名または名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

異議申出人が法人その他の団体もしくは財団である場合、総代を互選したときまたは代理人によって異議申出をするときは、異議申出総代または代理人の氏名及び住所を記載してください。

なお、代表者もしくは管理人、総代または代理人をして異議申出するときには、その資格を証明する書面を添付してください。

(2) 補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3) 異議の申し出の取下げ

異議申出は、その異議の申し出に対する決定があるまでの間は、取り下げることができます。

なお、この取り下げは書面により行なってください。

(4) 異議の申し出の決定

異議申出に対する決定は、令和4年6月14日までに異議申出人に決定書を送付します。